

令和7年度富山市太陽光発電設備 及び蓄電池導入促進補助金 申請の手引き

<補助金の概要>

再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消を推進するとともに、停電時における地域の防災機能の強化を図るため、住宅・事業所に太陽光発電設備や蓄電池を設置する市民・事業者等を対象に、設備の設置に要した費用の一部を補助します。

<問合せ先>

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2053
FAX 076-443-2122
MAIL [kankyousei-01\(at\)city.toyama.lg.jp](mailto:kankyousei-01(at)city.toyama.lg.jp)
※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



(市ホームページ)

令和5年4月、本市の脱炭素化に向けた計画が環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択されました。本補助金は、この交付金を活用し実施するものです。

都市の理想を、富山から。



1 補助金の額

① 住宅向け(市民)

導入手法	補助対象設備	補助額(上限額)	補助上限額	予定件数
自己所有	太陽光発電設備	7万円/kW	35万円	30件程度
	蓄電池	補助対象経費の1/3 (上限5万円/kWh)	40万円	30件程度
PPA	太陽光発電設備	7万円/kW	35万円	20件程度

※自己所有の場合、太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となります。

※次の世帯に、1件あたり最大8万円（自己所有8万円、PPA3万円）の補助額を上乗せします。

- ・子育て世帯……申請年度の4月1日時点で18歳未満の子がいる世帯
- ・若年夫婦世帯…申請年度の4月1日時点でどちらかが39歳以下である世帯

② 事業所向け(中小企業者等)

導入手法	補助対象設備		補助額(上限額)	補助上限額	予定件数
自己所有	太陽光発電設備		5万円/kW	150万円	10件程度
	蓄電池	4,800Ah・セル相当のkWh以上の場合	補助対象経費の1/3 (上限6万3千円/kWh)	189万円	10件程度
		4,800Ah・セル相当のkWh未満の場合	17.76kWh未満の場合 補助対象経費の1/3 (上限6万3千円/kWh)	150万円	

※中小企業者等は、太陽光発電設備のみの設置も対象ですが、蓄電池のみの申請はできません。

※補助額の計算方法等については、P11「補助金の計算例」を確認してください。

※リチウムイオン電池の場合、4,800Ah・セル相当のKwhは17.76kWhとなります。

2 留意点

補助金を受けようとする方は、次の点に留意し、申請にあたっては、この手引きのほか補助金交付要綱、Q&A 集をあわせてご確認ください。なお、国・県を問わず、他の補助金との併用（重複しての交付）はできません。

また、補助対象設備の設置後、当該設備の発電量や蓄電量等の使用状況に関する調査（調査票への記入等）を行う場合があります。

令和8年2月13日（金）までに事業を完了し、実績報告書を提出できる事業が対象となります。

【市民、中小企業者等、PPA事業者共通】

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (2) 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 補助金の交付を受けた者は、市が実施する「チームとやまし」に登録すること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

【市民】

- (1) 市内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者であること。
- (2) 交付要綱第11条の規定による 実績報告の時点において、補助対象設備を設置する住宅が所在する土地に住所を有していること。
- (3) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。

【中小企業者等※】

- (1) 市内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等であること。
- (2) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が50%以上であること。

※中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者を指します。

中小企業者	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する中小企業者 (注1)
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体 (注2)
NPO法人	特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
医療法人	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
学校法人等	公立大学法人及び私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第3条に規定する学校法人
公益法人等	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
協同組合等	特別法の規定に基づき設立された協同組合等 (注3)
個人事業主	青色申告を行っている個人事業主 (注4)
その他	市長が適当であると認めるもの

(注1)「中小企業者」に該当する者(中小企業基本法第2条関係)は、次のとおりです。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額 または出資の総額	従業員数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く。)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1億円以下	100 人以下
③ サービス業(飲食業を除く。個人事業主である開業医を含む。)	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業(飲食業を含む)	5,000 万円以下	50 人以下

(注2)「中小企業団体」に該当する者は、次のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(注3)「協同組合等」に該当する場合は、交付申請時に許可証を提出してください。

(注4)「個人事業主」に該当する場合は、申請時に青色申告者であることを証明する書類を提出してください。(申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、Q&A で整理していますので、ご覧ください。)

3 申請・実績報告の手続き

ア)申請期間

令和 7 年5月1日(木)9:00 から令和7年11月28日(金)17:15まで

- ・上記の期間内にあった申請の合計額が、予算額を超えた場合は、抽選により交付申請を受け付ける方を決定します。
- ・申請後、審査（必要な場合は抽選）を行ったうえで、「交付決定通知書」を送付します。
- ・「交付決定通知書」の受領後、契約・着工が可能となります。やむを得ない理由により、交付申請日から交付決定日までの間に事業に着手する必要がある場合には、交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届を提出してください。

イ)申請方法

原則、オンライン申請です。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

ー申請フォームはこちらー

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/4lPSDslx>



<オンラインでの申請が困難な場合は、持参又は郵送での提出も可能です>

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(西館7階)

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出期限 オンライン・持参・郵送問わず、令和 7 年11月28日(金)17:15**必着**

ウ)申請時の提出書類

○住宅(自己所有)

- (1) 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 太陽光発電設備 設置計画書(様式第1号 別紙1)
- (3) 蓄電池 設置計画書(様式第1号 別紙2)
- (4) 設置費用(見積)の内訳書(様式第1号 別紙3)
- (5) 太陽光モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池のメーカー、型式(型番・品番)、容量等が確認できるカタログ等
- (6) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (7) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図
- (8) 市税の納税証明書 ※発行から3か月以内のもの。
- (9) (上乗せ補助を受ける場合)世帯員全員の住民票
※続柄、生年月日が分かり、発行から3か月以内のもの。

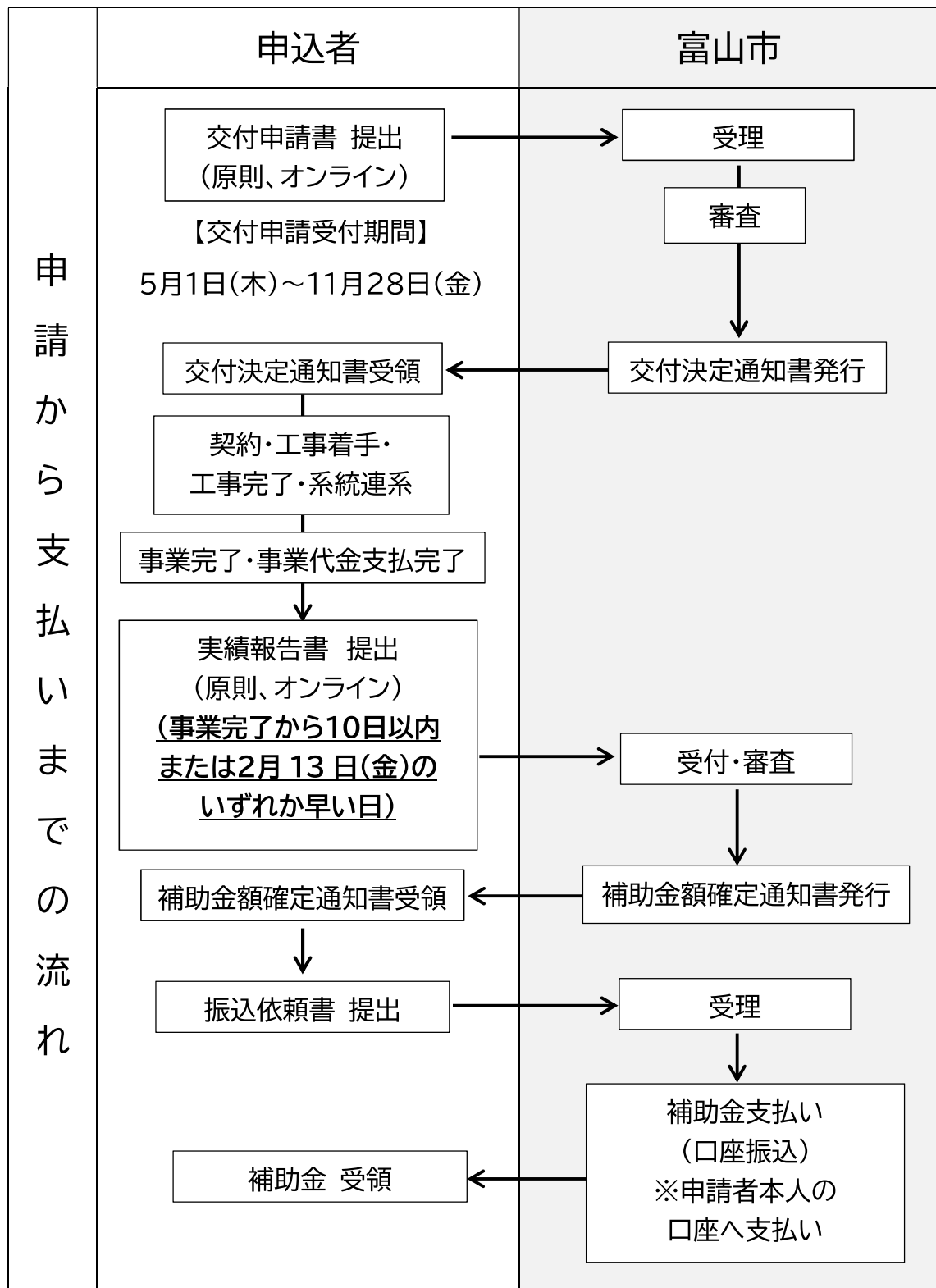
○事業所(自己所有)

- (1) 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 太陽光発電設備 設置計画書(様式第1号 別紙1)
- (3) 蓄電池 設置計画書(様式第1号 別紙2) ※蓄電池も設置する場合
- (4) 設置費用(見積)の内訳書(様式第1号 別紙3)
- (5) 太陽光モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池のメーカー、型式(型番・品番)、容量等が確認できるカタログ等
- (6) 蓄電池のメーカー、型式(型番・品番)、容量等が確認できるカタログ等
※蓄電池も設置する場合
- (7) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (8) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図
- (9) 市税の納税証明書 ※発行から3か月以内のもの。
- (10) 登記事項証明書(個人事業主の場合は事業を営んでいることを証する書類)
- (11) (法人の場合)役員等氏名一覧表(別紙4)

○住宅(PPA) ※申請者は、PPA 事業者。

- (1) 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 太陽光発電設備 設置計画書(様式第1号 別紙1)
- (4) 設置費用(見積)の内訳書(様式第1号 別紙3)
- (5) 太陽光モジュール・パワーコンディショナーのメーカー、型式(型番・品番)、容量等が確認できるカタログ等
- (6) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (7) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図
- (8) PPA事業者の市税の納税証明書 ※発行から3か月以内のもの。
- (9) PPA事業実施に係る承諾書(別紙5)
- (10) 補助金相当額が通常のサービス料金から控除されることが分かる書類
- (11) (上乗せ補助を受ける場合) 住宅所有者の世帯員全員の住民票
※続柄、生年月日が分かり、発行から3か月以内のもの。

工) 申込から補助金交付までの流れ



オ)実績報告の方法

原則、オンラインでの報告となります。

下記の URL または二次元コードから報告フォームへアクセスしてください。

ー報告フォームはこちらー

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/htMAA2xD>



<オンラインでの報告が困難な場合は、持参又は郵送での提出も可能です>

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(富山市役所西館7階)

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出期限 事業完了から10日以内または令和8年2月13日(金)のいずれか早い日

ただし、オンライン・持参・郵送問わず、令和8年2月13日 17:15**必着**

カ)実績報告時の提出書類

○住宅(自己所有)・事業所(自己所有) 共通

- (1) 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 設置費用(領収)の内訳書(別紙1)
- (3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- (4) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
- (5) 補助対象設備の保証書の写し※設置日が分かるもの。
- (6) 補助対象設備の設置状況を示す写真

○住宅(自己所有)※共通に記載の書類に加えて、該当する場合、下記を提出。

(交付申請の時点において、補助対象設備を設置する住宅が所在する土地に住所を有していない場合) 住民票 ※発行から3か月以内のもの。

○住宅(PPA)

- (1) 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 設置費用(領収)の内訳書(別紙1)
- (3) PPA契約書の写し
- (4) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
- (5) 系統連系の開始を証する書類の写し
- (6) 補助対象設備の設置状況を示す写真

4 補助対象設備の主な要件

(1)住宅への太陽光発電設備及び蓄電池同時設置(自己所有)

補助対象設備	A 太陽光発電設備 住宅の敷地内に設置する設備（P P A・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げる要件を満たすもの。 1 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） B 蓄電池 住宅の敷地内に設置する設備（P P A・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げるもの 1 本事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 3 4, 800 A h・セル相当のk W h未満の蓄電池であること。 4 12. 5万円／k W h（工事費込・税抜）以下の蓄電システムとなるよう努めること。（※） 5 毎月の蓄電量、使用電力量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） 6 別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。
--------	--

(2)事業所への太陽光発電設備設置(自己所有)

補助対象設備	<太陽光発電設備> 事業所の敷地内に設置する設備（P P A・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げる要件を満たすもの。 1 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が50%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること）
--------	--

(3)事業所への蓄電池設置(自己所有)

補助対象設備	蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。 1 別表第1(2)で設置した太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 3 次の価格以下の蓄電システムとなるよう努めること。(※) 家庭用(20kWh未満)蓄電池の場合:12.5万円/kWh(工事費込・税抜) 業務用(20kWh以上)蓄電池の場合:11.9万円/kWh(工事費込・税抜) 4 毎月の蓄電量、使用電力量が確認できる設備であること。(必要に応じて計測器等を設置すること) 5 別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。
--------	---

(4)PPAによる太陽光発電設備設置(住宅への設置)

補助対象設備	<太陽光発電設備> 市内の住宅の敷地内にPPAにより設置する設備で、次に掲げる要件を満たすもの。 1 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。 (必要に応じて計測器等を設置すること)
--------	---

※(1)補助対象設備4及び(3)補助対象設備3の要件については、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととします。(蓄電池 設置計画書(様式第1号 別紙2)で確認方法を回答してください。)

蓄電システムの販売事業者については、一般社団法人環境共創イニシアチブの検索フォームを必要に応じてご活用ください。なお、当該検索フォームに掲載されていない販売事業者に対して、条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等によっても本事項を満たすこととします。

【検索フォーム】

https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/agency/search?prefecture=&maker=&store_kana=&retailers_kana=

<参考:「交付要綱第4条 別表第1別に定める蓄電池の仕様」について>
※蓄電池の仕様について、令和6年1月1日施行の蓄電池設備に関する消防法改正に伴い、令和6年度から一部修正しています。

【家庭用(20kWh未満)蓄電池】

1. 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 補助申請者（購入設置者）の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) J I S C 4 4 1 2 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくは J I S C 4 4 1 2 - 2 ※ の規格も可とする。

※「J I S C 4 4 1 2 - 2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量 1 0 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※J E M 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1 . 0 k W h 未満の蓄電システムは対象外とする。

【業務用(20kWh以上)蓄電池】

富山市火災予防条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 2 号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

補助額の計算例

ケース1 太陽光発電設備…4.55kW・90万円(工事費込・税抜)

4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池……5kWh・70万円(工事費込・税抜)

太陽光発電設備

【市民の場合】

①計算方法： $4\text{ kW} \times 7\text{ 万円/kW} = 28\text{ 万円}$ （＜上限35万円）
（↑小数点以下切捨て）

②補助金額：28万円

【中小企業者等の場合】

①計算方法： $4\text{ kW} \times 5\text{ 万円/kW} = 20\text{ 万円}$ （＜上限150万円）
（↑小数点以下切捨て）

②補助金額：20万円

蓄電池

【市民の場合】

①計算方法： $70\text{ 万円} \times 1/3 = 23.3\text{ 万円}$ （5万円×5kWh）
（↑千円未満切捨て）

②補助金額：23.3万円（千円未満切捨て） ※上限40万円

【中小企業者等の場合】

①計算方法： $70\text{ 万円} \times 1/3 = 23.3\text{ 万円}$ （5万円×5kWh）
（↑千円未満切捨て）

②補助金額：23.3万円（千円未満切捨て） ※上限150万円

合計補助金額

市民:51.3万円（太陽光発電設備 28万円、蓄電池 23.3万円）

※子育て世帯、若者夫婦世帯のいずれかの場合、上乗せ 8万円

中小企業者等:43.3万円（太陽光発電設備 20万円、蓄電池 23.3万円）

ケース2 太陽光発電設備…6.5kW・125万円(工事費込・税抜)

4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池…8kWh・120万円(工事費込・税抜)

【市民の場合】

太陽光発電設備

①計算方法： $6\text{ kW} \times 7\text{ 万円/kW} = 42\text{ 万円}$ ＞上限35万円
（↑小数点以下切捨て）

②補助金額：35万円

4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池

①計算方法： $120\text{ 万円} \times 1/3 = 40\text{ 万円}$ （5万円×8kWh）

②補助金額：40万円 ※上限40万円

合計補助金額 75万円（太陽光発電設備 35万円、蓄電池 40万円）

ケース3 太陽光発電設備…25kW・360万円(工事費込・税抜)

4, 800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池…27. 5kWh・410万円(工事費込・税抜)

【中小企業者等の場合】

太陽光発電設備

①計算方法： $25 \text{ kW} \times 5 \text{ 万円/kW} = 125 \text{ 万円} > \text{上限} 150 \text{ 万円}$
(↑小数点以下切捨て)

②補助金額：125万円

4, 800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池

①計算方法： $410 \text{ 万円} \times 1/3 = 136.6 \text{ 万円}$
(↑千円未満切捨て)

$> 173.2 \text{ 万円} (6.3 \text{ 万円} \times 27.5 \text{ kWh})$

②補助金額：136.6万円

合計補助金額 261.6万円

(太陽光発電設備 125 万円、4, 800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池136. 6万円)

【注意】

※最大出力については、太陽光モジュールとパワーコンディショナーの「低いほうの数値」(kW単位で小数点以下切捨て)を採用してください。

※蓄電池の「蓄電容量」は「定格容量」(kWh単位で小数点第二位以下切捨て)を用いてください。

※蓄電池は、4, 800Ah・セル相当のkWh (リチウムイオン蓄電池の場合、蓄電容量約17.76kWh) 未満は5万円/kW、4, 800Ah・セル相当のkWh以上は6.3万円/kWとして計算します。

「チームとやまし」の登録について

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

「チームとやまし」のホームページ (<https://www.team-toyama.jp/>) から登録してください。

チームとやまし HP はこちら→



その他の注意事項

- (1) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 提出書類は、誤りや要件に適合するかよく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 以下の場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱に違反した場合
- (5) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、表紙に記載の問合せ先へお問合せください。